（供託規則の一部改正）

第二条　供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項第二号中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に限る。）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）」に改める。

第三十九条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第三条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項第一号ロ及び第百二条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

（商業登記規則の一部改正）

第四条　動産・債権譲渡登記規則の一部を次のように改正する。

（動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部改正）

第二十六条第四項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

（後見登記等に関する省令の一部改正）

第五条　後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部改正）

第六条　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「の電子証明書」を「の署名用電子証明書」に改める。

（不動産登記規則の一部改正）

第七条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第七十二条第二項第一号中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。ただし、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　次に掲げる省令の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年総務省令第七十六号）第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号。以下「旧住民基本台帳法施行規則」という。）別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

一　第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第一号

二　第二条の規定による改正後の供託規則第二十六条第三項第二号

三　第七条の規定による改正後の不動産登記規則第七十二条第二項第一号（他の省令において準用する場合を含む。）

第三条　第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第二号の規定の適用については、旧住民基本台帳法第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（旧住民基本台帳法施行規則別記様式第一の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第二号イに掲げる書類とみなす。

告示

○総務省・経済産業省告示第四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年自治省・通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十二月四日

総務大臣　山本　早苗

経済産業大臣　林　幹雄

第二号の二中「及び三千七百四十三番一」を「、三千七百四十三番一」に改め、「三千七百四十三番五まで」の下に「及び三千七百四十三番八」を加え、第六号中「一番二十七まで」に、「二番四十六まで」を「二番四十八まで」に改め、第六号の二中「十六番十一」の下に「、十六番十六」を加え、第十一号(1)中「四番地の六十二まで」を「四番地の六十四まで」に、「及び六百六十二番地の十五」を「、六百六十二番地の十五及び六百六十二番地の三十二」に改め、同号(2)中「、八十三番地の四」の下に「、八十三番地の五」を加え、第十三号ロ中「三千六百七十一番地四十六まで」を「三千六百七十一番地四十七まで」に改め、第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号の二を第二十八号とし、第四十三号ロ中「八百五十番六十六」の下に「及び八百五十番七十」を、「千八百九十七番九」を加え、第四十七号ロを次のように改める。

ロ　和歌山県有田市初島町浜字荘原五十番二十一、字北野四百番一及び四百番五から四百番八まで、字中之町五百番、字澤之前六百番一から六百番三まで、字唐見谷六百十六番、六百十八番二、六百六十三番二及び六百六十三番五、字御殿跡六百七十一番一、六百七十一番十九から六百七十一番二十一まで、六百七十四番二、六百八十五番二、六百八十五番五、七百番一、七百番二及び七百三十九番三から七百三十九番五まで、字城之内七百五十番、字琴八百七十五番一及び八百七十五番四から八百七十五番六まで、字径塚九百五十番、字脇本千番、千番六から千番八まで、千七